

事業主の皆さまへ

# 日本年金機構からのお知らせ

## 短時間労働者の方も厚生年金保険に加入できます

平成29年4月から、厚生年金保険の被保険者数が常時500人以下の企業であっても、労使合意<sup>※1</sup>がなされれば、短時間労働者<sup>※2</sup>の方も厚生年金保険・健康保険（社会保険）に加入できるようになりました。社会保険に加入すると、将来受け取ることができる年金が増え、医療給付も充実するなど、多くのメリットがあります。

※1「労使合意」とは、従業員（厚生年金保険の被保険者、70歳以上被用者および短時間労働者）の2分の1以上と事業主が社会保険に加入することについて合意することです。手続きにあたっては、次の同意を得たことを証する書類（同意書等）を添付のうえ、「任意特定適用事業所申出書／取消申出書」を提出してください。

- ①従業員の過半数で組織する労働組合の同意      ③従業員の**2分の1以上**の同意  
②従業員の**過半数を代表する者**の同意      (①に該当する労働組合がないときは②③のいずれかの同意)

※2「短時間労働者」とは、勤務時間・勤務日数が、常時雇用者の4分の3未満で、次の①～④の全ての要件を満たす労働者の方です。

- ①週の所定労働時間が20時間以上あること      ③賃金の月額が8.8万円以上であること  
②雇用期間が1年以上見込まれること      ④学生でないこと

各種届出様式および労使合意に基づく適用拡大に関するQ & A集については、機構ホームページへ掲載しておりますので、ご参照ください。

ご不明な点がございましたら、お近くの年金事務所へお問い合わせください。

## 「ねんきん加入者ダイヤル」をご利用ください

平成30年1月10日より、以下のお問い合わせに対応した、「ねんきん加入者ダイヤル」が始まります。

- ① 厚生年金保険の届出手続に関すること  
② 厚生年金保険の届書の処理状況に関すること

「ねんきん加入者ダイヤル」0570-007-123

〈受付時間〉月～金曜日 午前8:30～午後7:00 第2土曜日 午前9:00～午後5:00

※土(第2土曜日を除く)・日・祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

\*050から始まる電話でおかけになる場合は(東京)03-6837-2913にお電話ください。

\*お問い合わせの際は、事業所整理記号・番号を確認のうえお電話ください。

## 年末年始のご案内

年金事務所・事務センター・街角の年金相談センターは、**12月29日(金)から1月3日(水)**までの間、閉所いたします。また、電話でのお問い合わせもご利用いただけません。

ご不便をおかけしますが、何とぞよろしくお願いいたします。


<http://www.nenkin.go.jp/>


日本年金機構  
Japan Pension Service